

福島県産品海外販路開拓支援事業に関する Q&A

Q1.申請書などへの社判の押印は必要ですか？

A. いずれの書類も社判の押印は不要です。

Q2.申請書などを郵送で提出することはできますか？

A. 可能です。ただし、修正などをお願いすることもありますので、メールアドレスをお持ちの場合はできるだけメールでお送りください。なおメールで申請書などをご提出いただく場合は、Word・Excel 形式で提出願います。

Q3. 同じ事業区分を年度内に2回以上申請することはできますか？

A. はい、可能です。ただし、1会員につき、年度中、(1)～(7)各区分の合計額15万円が上限となります。【例】

- ① 5月〇日にタイでの商談のため「(1)海外商談活動」で5万円の助成を申請。
- ② 6月〇日にアメリカでの展示会出展のため「(1)海外商談活動」で10万円の助成を申請。

Q4.事業区分全ての助成を受けることは可能ですか？

A. 年度中、(1)～(7)各区分の合計額15万円を上限とし、複数の事業区分の助成を申請いただくことは可能です。

【例】

- ① 5月〇日にタイでの商談のため「(1)海外商談活動」で5万円の助成を受けた。
- ② 6月〇日に「(5)海外向け認証取得」5万円の助成を受けた。
- ③ その後、8月〇日に「(6)輸出仕向国の法規制対応」5万円の助成を受け

Q5.事業区分「(4)海外展示会・見本市・商談会への出展、参加(オンラインを含む)」について、出展料・出品料は助成対象になりますか？

A. 出展料・出品料は助成対象外です。

Q6.テストマーケティングや海外展示会等で販売する商品の輸送費は助成対象になりますか？

A. 販売する商品の輸送費は助成対象外です。ただし、モニター調査や海外展示会等で無料配布するサンプルの輸送費については助成対象となります。

Q7.海外の展示会に参加するため、海外に渡航する場合、以下の助成を併願することは出来ますか？

- ・(1)海外商談活動
- ・(4)海外展示会・見本市・商談会への出展、参加(オンラインを含む)

A. 上記の内容で併願することは可能です。申請頂く際は、申請書(様式1)「1. 助成区分」の該当箇所全てにチェックを入れてください。(別々に申請書を提出いただく必要はありません。)

Q8.例えば、(1)～(7)区分で2つの事業区分合計 12 万円の助成を受けた場合、それ以降別の事業区分で助成申請をすることは可能ですか？

A.可能です。ただし、1会員あたり(1)～(7)区分での助成額合計 15 万円を上限としているため、助成限度額 5 万円の事業区分については、助成限度額が 3 万円になります。

【例】

① 7月〇日に以下の事業区分で 5 万円の助成を受けた。

- ・(1)海外商談活動の①アメリカ渡航経費(10 万円)

② 10月〇日に以下の事業区分で 2 万円の助成を受けた。

- ・(2)海外におけるテストマーケティング(2 万円)

➡上記の場合、助成金額合計が12万円となります。1会員あたり(1)～(7)区分での助成額合計 15万円を上限としているため、これ以降に受けられる助成額は以下のようになります。

助成上限額 15 万円－**既に受けた助成額 12 万円**=**助成利用可能額 3 万円**